第２０回議会運営委員会会議記録

開閉会日時	令和８年１１月１７日（火曜）　　午後３時３０分　開会		
	休　憩　15:34-15:35 15:42-15:54		
	会議時間　２３分　　午後４時０６分　閉会		
会議場所	３階委員会室		
出席委員氏名	委員長　渡辺洋一郎	委　員　中村　和宏	
	副委員長　菊池　秀明	委　員　鈴木　健充	
	委　員　堀切　　忠		
	委　員　立川　美穂		議　長　梶澤　幸治
欠席委員氏名	委　員　木村　淳彦		
説明等に出席した者の氏名	総務課長　佐々木快治		
事務局職員	事務局長　石田　哲	総務係長　竹川　恭史	総務係主査 大石真澄

１　開　会

・ 委員長が開会を告げ、木村委員から欠席の申し出があったことを伝え、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

２　議　件

（１）調査事項

ア　令和８年芽室町議会定例会11月臨時会議の運営について　資料1

（２）協議事項

ア　芽室町議会基本条例の改正について　当日資料２

３　その他

（１）次回委員会の開催日程（予定）について

令和８年　月　日（　　曜）　　時　　分

（２）その他

２　議　件

（１）調査事項

ア　令和８年芽室町議会定例会11月臨時会議の運営について　資料1

・総務課長：「資料1-1」説明。

・委員長：質疑はないか？

・（質疑なし）

・菊池副委員長：「資料1-2」説明。

・委員長：質疑はないか？

・（質疑なし）

・委員長：「資料1-1」及び「1-2」について、説明のとおり決定することに異議はないか？
・（異議なし）
・委員長：決定する。
・委員長：次に、資料１の「２」の説明を求める。
・菊池副委員長：資料１の「２」の説明。
・委員長：質疑はないか？
（質疑なし）
・委員長：説明のとおり決定することに異議はないか？
・（異議なし）
・委員長：以上のとおり決定する。調査事項「ア」を終了する。

（２）協議事項
ア　芽室町議会基本条例の改正について　　当日資料料２
・菊池副委員長：資料説明
・委員長：11月13日に開催した全員協議会では、主権者教育の取組自体に反対する意見はなかった。一方で、既に実施している取組であるため、あえて文言として加える必要があるのかという意見や、「地域社会の」などの文言を主権者教育の前に加えることがよいのではないかとの意見があった。正副委員長としては、これまで取り組んできたことを明文化・言語化すること、また10年先を見据えた前文として明記することが必要と整理した。主権者教育の前に加える文言については、議員一人ひとりが主権者教育の内容を説明できることが重要であり、説明文及び逐条解説で整理することとした。主権者教育について、改めて意見を求める。
堀切委員：正副委員長がまとめた内容でよいと考える。これまで実施してきたから改めて記載する必要がないということではなく、重要な事項であるため、外部に対しても明確に示す必要がある。教育とは、児童・生徒に教え育てることだけではない。説明文にある「町民と議会がともに学ぶ」という点を重視し、議会も町民から学び、ともに育っていくことを共通理解としていくべきである。
中村委員：堀切委員の意見に賛成する。これまで高校生との意見交換会などを通じて主権者教育を意識してきたが、対象は高校生だけではなく、小・中学生を含めた幅広い層であると考える。様々な層の意見を聴き、ともに学び、多様な意見を知ることは重要である。将来的に各層に向けた主権者教育を発展させていくことを考えれば、前文に位置付けることがよいと考える。正副委員長案に賛成する。
立川委員：11月13日の全員協議会での議員間討議では、「教育」という言葉の受け止め方に違いがあったと考える。今回の資料のように、本町議会が目指す主権者教育の内容を示すことは、議会内の共通認識につながる。資料の体裁は適切であると考える。
鈴木委員：主権者教育は、議会基本条例に明記する方向で考えるべきである。平成25年に基本条例を制定してから10年以上が経過し、その間、議会改革や町民との意見交換会に取り組んできた。前回の無投票を踏まえると、芽室町議会が何を目

指し、何を行うべきかを考える必要がある。町民の議会への理解と関心を高めることは主権者教育につながる。今後10年を見据え、主権者教育に取り組むことを明確にすることが重要である。

委員長：主権者教育は、これまでも取り組んできたものであり、今後も最重要課題である。条例に明文化し、議員一人ひとりが主権者教育の意味を理解し、町民に伝えることが重要である。資料案のとおり、主権者教育は前文に明記し、その内容は逐条解説で説明する整理としたい。異議ないか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認め、主権者教育に関する整理は決定する。

委員長：全体を通じて意見及び発言はないか。

立川委員：第7条の議員の政治倫理に関して意見を述べる。本町議会には芽室町議会議員政治倫理条例があるほか、今年度、新たにハラスメント防止条例を制定している。政治倫理条例と並び、ハラスメント防止条例についても何らかの形で盛り込むことを検討してはどうか。

委員長：第7条の議員の政治倫理に関して、ハラスメント防止条例の文言を条例に盛り込んではどうかとの意見である。委員から意見はあるか。

菊地委員：立川委員からの意見については、正副委員長で、盛り込むかどうかも含めて検討する。

委員長：ほかに意見及び質疑はないか。

各委員：なし。

委員長：立川委員からの提案については今後協議することとし、資料案のとおり議会運営委員会案として決定することに異議ないか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認め、決定する。本件は、次回11月25日開催予定の全員協議会で協議し、共通認識を図る。

以上で、協議事項ア「芽室町議会基本条例の改正について」を終了する。

3　その他

（1）次回の委員会開催日程について

令和８年11月24日（火）

（2）その他

・ 委員長：「その他」でないか？

・（なし）

・ 委員長：議長からないか？

・（なし）

・ 委員長：事務局からないか？

・（なし）

・ 委員長：以上で終了する。

以上をもって議会運営委員会を閉会する。

傍 聴 者 数	一般者	０名	報道関係者	０名	議　員	０名	合計	０名

令和８年１１月１７日

議会運営委員会　委員長　渡辺洋一郎